

「火薬類取締法令の解説（平成二十五年改訂版）」に誤った箇所があり、正誤表を追加しました。
お客様にはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。
恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用頂けますようお願い致します。

「火薬類取締法令の解説（平成二十五年改訂版）」 正誤表（追加）

区分	番号	頁	修正箇所	誤	正
規則解説	1	199	規則 第一条 (解説) 下段 右から7行目	(ロ) 学校 学校教育法第一条の学校、 <u>第八十二条の二</u> の専修学校及 <u>第八十三条</u> 第一項の各種学校をいう。これに該当しない学校等は含まない。	(ロ) 学校 学校教育法第一条の学校、 <u>第二百二十四条</u> の専修学校及び <u>第三百三十四条</u> 第一項の各種学校をいう。これに該当しない学校等は含まない。
	2	227	規則 第四条 (参考) 上段 左から1行目	【参考】 製造方法の特則＝規則第五条 <u>第二項</u>	【参考】 製造方法の特則＝規則第五条 <u>第三項</u>
	3	255	規則 第五条 (参考) 上段 右から11行目	【参考】 液体酸素爆薬の特則＝規則第九〇条 製造施設の特則＝規則第四条 <u>第二項</u>	【参考】 液体酸素爆薬の特則＝規則第九〇条 製造施設の特則＝規則第四条 <u>第三項</u>
	4	424	規則 第六十七条の九 (解説) 上段 右から9行目	なお、規則第四条 <u>第二項</u> 、 <u>第四条の二第二項</u> 、 <u>第十五条第二項</u> 及び <u>第五条の二第二項並びに第二十二</u> 条の規定により、特則承認を得ている場合には、・・・	なお、規則第四条 <u>第三項</u> 、 <u>第四条の二第二項</u> 、 <u>第五条第三項</u> 及び <u>第五条の二第二項並びに第三十二</u> 条の規定により、特則承認を得ている場合には、 ・・・
主要 通達 ・ 内規	5	882	火薬類取締法施行規則第 四条第一項第十三号の解 釈について（内規） 右から10行目の次	(3)の次の(4)と附則がない。	(3)の次に(4)と附則を追加する。 (4) 危険工室の床面を水で濡らした状態にすることにより、当該危険工室で取り扱う火薬類が衝撃等を受けても爆発又は発火が生じないことが試験により確認された危険工室 附則 本内規は、平成十八年十月一日から施行する。